

**独立行政法人労働者健康福祉機構  
平成22年度業績評価委員会報告書**

平成23年6月3日

**独立行政法人労働者健康福祉機構  
業績評価委員会**

独立行政法人労働者健康福祉機構

業績評価委員

相澤 好治（学校法人北里研究所理事 北里大学副学長）

相原 康伸（全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長）

圓藤 吟史（大阪市立大学大学院教授）

高橋 信雄（J F E スチール株式会社安全衛生部部长）

田中 滋（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授）

田中 秀明（（社）日本経済団体連合会労働法制本部長）

原 正道（横浜市病院事業管理者・病院経営局長）

山本 大博（航空連合会長）

：委員長

（50音順 敬称略）

はじめに

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）における、平成21年度業務実績及び平成22年度上半期業務実績の評価並びに平成23年度の運営に向けた意見を求めるため、平成22年7月7日及び12月27日に独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催したところである。

独立行政法人労働者健康福祉機構平成22年度業績評価委員会報告書（以下「本意見書」という。）は、機構の業務について、当委員会における意見を取りまとめたものであり、本意見書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

## 1 平成21年度業務実績及び平成22年度上半期業務実績について

### （1）労災病院について

7対1看護体制や専門センター化の推進による診療体制の整備、救急医療体制及び地域医療連携の強化、自己収入による高額医療機器の計画的整備等により、日本医療機能評価機構による病院機能評価等において30施設が認定されるなど高度・専門的医療の着実な推進が認められる。

勤労者医療の地域支援の推進については、患者紹介率・逆紹介率、症例検討会・講習会の参加人数及び受託検査数のすべてにおいて、年度計画の目標値を上回ったほか、二次医療圏において原則一つとされる「地域医療支援病院」の承認について、平成21年度には17施設、平成22年度上半期には19施設にまで拡大したことは評価できる。

過労死予防等の推進については、勤労者予防医療センターにおいて新たな調査研究や予防医療に関するDVDの作成等を行い、各種指導・講習会及び相談等において活用するなど普及に取り組んだ結果、年度計画で定める指導実績等の目標値をすべて達成するとともに、利用者満足度においても、有用であった旨の評価が平成22年度92.6%となるなど、前年度を超える実績としたことは評価できる。なお、機構が新たに実施した職場訪問型職場復帰支援については、専門医師、臨床心理士等専門スタッフを配置し、企業へ派遣して、メンタルヘルス不調者や産業保健スタッフ等に

対するきめ細やかな支援活動を実施しており、今後も、医療の専門家と企業の担当者との緊密な連携により、個々のケースに柔軟に対応できる体制整備を一層進めることを期待したい。

行政機関等への貢献については、国が行う労災認定や障害等級認定に係る意見書を迅速に作成し、国に提出しているほか、労災病院グループの知見とネットワークを活用し、石綿の確定診断や、新たに医療機関に対する石綿関連疾患診断解説DVDの配布、指定疾病見直しのための石綿関連疾患事例等調査業務等を行った。また、新型インフルエンザの流行の時期には、機構に求められている行政機関等への貢献を果たすため、本部に対策本部を設置し、12病院への発熱外来の設置、成田空港検疫所への職員派遣のほか、各自治体等との連携も迅速に行い、行政機関や医師会等が開催する対策会議等への参画、助言、指導も積極的に行ったことなどの取組は評価できる。

また、労災疾病等に係る研究開発の推進等については、外部有識者の事前評価を経て作成した「労災疾病等13分野医学研究・開発、普及計画書」による19の研究課題において、「アスベスト関連疾患」では、理化学研究所との連携による発症前診断法の研究・開発を課題に定めるなど、第1期の研究成果等を踏まえたものとしているほか、「がんの治療と就労の両立支援」を新たな研究課題とし、社会的ニーズをも踏まえ、適切に研究・開発に着手した。

研究成果の普及については、ホームページアクセス件数や学会発表件数等において、第1期中期目標の最終年度を超える成果を上げたほか、新たな「がんの治療と就労の両立支援」については、がん患者参加方式による「勤労者医療フォーラム」を開催するなど、初年度から積極的な普及活動を行っている。さらに、アジア諸国の要請を受け、今後増加が懸念される石綿関連疾患やじん肺等の労災疾病の診断法や予防法等の国際的な普及活動を進めている点も評価できる。今後も、普及を進めるための人材育成や、研修等の体制整備にも力を注ぎ、多様なネットワークへの参加等を通じた、より積極的な普及活動への展開を期待したい。

財務内容の改善については、平成19年度に発生したサブプライムロー

ン等の影響による厚生年金基金資産の運用利回りの悪化に伴う年金資産の減少相当額を、退職給付費用として24億円を計上（影響額170億円のうち平成21年度計上分が24億円）したことに加えて、平成20年度においても世界的な経済・金融危機の影響により厚生年金基金資産の運用利回りの悪化が加速したことから更に25億円を計上（影響額177億円のうち平成21年度計上分が25億円）し、合計49億円の退職給付費用を年金資産減少分に見合う費用として計上した。

このため、平成21年度の当期損益は、平成20年度の43億円に比べて51億円と、8億円の悪化となったが、これら平成19年度以降に発生した年金資産の減少分に見合う費用計上を除いた医業活動に限って見れば4億円の経常利益であり、当期損益でも2億円と、平成20年度の7億円に比べて5億円改善しており、医業活動上の努力は着実に成果を上げている。

## （2）産業保健推進センターについて

専門相談員の配置体制の充実を図り、関係機関と連携して産業医、衛生管理者及び保健師等の産業保健関係者に対する研修や情報提供を実施しており、小グループによる事例検討や実習を取り入れた実践的研修の実施など、産業保健関係者に対する研修の質の向上を図るとともに、勤労者のメンタルヘルス対策及びアスベスト対策等現下の産業保健情勢等のニーズに応じた研修及び相談を積極的に実施することにより、研修・相談の質及び利用者の利便性が向上し、その結果、相談実績は、年度計画を大幅に上回る実績を上げた。

なお、今般の事業仕分け等において、産業保健推進センター事業については、47センターの3分の2を上回る統廃合（ブロック化）を段階的に進めることとされたが、利用実績からも、充実した専門的研修の実施や産業保健情報の提供及び勤労者のメンタルヘルス等の対応への産業保健関係者等からの期待やニーズが高いものと言える。今後、集約化を行うに当たっては、各地域の産業保健関係者等の利便性に特に配慮しつつ、産業保健サービスの質の低下を招かないよう、関係機関との調整等を十分に行いながら進めていた

だくようお願いする。

### (3) 労災リハビリテーション作業所について

在所者の自立能力の確立と社会復帰の支援に取り組んでおり、平成21年度においては、入所者ごとの社会復帰プログラムの充実や定期的なカウンセリングの実施、関係機関との積極的な連携等により、社会復帰率は、年度計画で定める目標値30%以上を上回る33.6%とした。

また、労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止に向けた取組については、平成22年6月に福井作業所及び愛知作業所を平成24年度末をもって廃止し、宮城作業所、長野作業所及び福岡作業所についても平成25年度以降に順次廃止することとしている。

### (4) 未払賃金立替払事業について

立替払業務の迅速化に向けて、年間50回の支払の実施、大型倒産事案における破産管財人との事前調整の実施のほか、図表を多用したパンフレットによる周知、立替払請求書等をパソコン上で直接作成できるようにするためのホームページの大幅な刷新などの取組を実施した。

その結果、平成21年度においては、立替払処理件数が過去2番目に多い約6万8千件となった中で、不備事案を除く請求書の受付日から支払日までの期間について、年度計画で定める目標値平均30日以内を大幅に上回る23.3日と、過去最短の処理期間とした。

### (5) 内部統制について

第1期中期目標期間初年度から、運営方針等を全職員に配布するなどの取組を進めつつ、計画を達成するために取るべき手法として、BSCを中心とした内部業績評価制度を導入し、PDCAサイクルマネジメントによる目標管理を徹底している。BSCについては、事業、施設、部門ごとに「行動計画」まで作成し、実行に移すことにより、職員一人一人が目標管理に参画できる仕組みとしていることは評価できる。さらに、SWOT分析、定期的なフォローアップ及び目標水準等や改善方針等の見直しも行っ

ており、リスク管理の面においても、適切な仕組みを構築していると言える。

モニタリングについては、日常的取組として、各施設の収支状況等に係る定期報告を受けることによる業務運営状況の把握、B S Cにおける上半期、下半期評価を実施している。独立的評価としては、定期又は臨時に監事監査、監査員業務監査、本部による業務指導を実施している。

経営改善推進会議や施設別病院協議において、理事長自らが積極的な助言・指導を行っているほか、監事から情報提供される各施設の監査報告を受け、業務改善等の必要があるものについては積極的に全施設へ指示を出す等、機構が行う広範な業務・規模において、経営トップとしての理事長の積極的な姿勢が認められる。

本部と施設間の情報伝達やI C Tへの対応については、グループウェア等を活用し、情報伝達・共有の迅速化に対応しているほか、伝達する情報等に応じて、会議や研修会等の場を設け、情報伝達を行っており、適切な取組が行われている。さらに経費削減の観点から、テレビ会議システムを活用した効率的かつ効果的な情報共有も行われている点も高く評価できる。

#### ( 6 ) 契約状況について

前年度に政・独委より指摘された「公募マニュアルの未整備」について、本部において迅速に対応し、「公募方式実施要領」を作成したほか、他の契約に係る規程類の整備状況、審査体制等についても引き続き適正に運用されていると言える。

また、「随意契約見直し計画」等に基づき、着実に一般競争入札への移行が進められており、平成22年度末までに同計画を達成するよう取組を期待する。

## 2 平成23年度の運営に向けて

### ( 1 ) 地域医療支援病院、D P C対象病院としての機能の活用について

地域医療支援病院の取得率が半分を超えたが、今後は地域医療支援病院として実際に地域に対してどのような貢献をしているか等が重要になる。

また、DPC対象病院も一挙に増えているが、DPCについても、高度な分析ができることを生かして、それぞれの病院がどのような特色をもっているかを宣言できるようにすることが重要になる。

#### (2) 臨床研究の推進体制の充実について

労災疾病等13分野の研究に非常に熱心に取り組まれているが、将来的に一流の病院とするためには、治験、文部科学省日本学術振興会の科学研究補助金及び厚生労働省の厚生科学研究補助金などの助成金の申請要件を満たすため、事務の体制、COI（利益相反）に関する委員会及び倫理委員会の設置といった体制構築を行い、13分野以外の研究も非常に優秀な研究が行われているので、助成金申請を始めとした研究体制の更なる充実をお願いしたい。

#### (3) 地域のニーズを反映させる仕組みについて

患者にとって良い医療を提供しているかどうかは病院としての必須条件だが、患者とは別に地域の様々な社会集団が、労災病院の必要性を認識し、支援してくれることが病院の経営を持続させる上で重要である。地域ニーズを吸い上げる仕組みは一種のガバナンスであり、個別病院ごとに地域の声を反映させる仕組みを考える必要がある。

#### (4) 労災病院の特徴ある取組のアピールについて

労災病院事業については、各項目とも大幅な改善がなされ、非常に高く評価できる内容だが、他の病院との差別化を図るためにも、医療機関としての取組にとどまらず、労災病院ならではの特徴ある取組を全面に押し出したアピールが必要になる。

#### (5) 産業保健推進センターの集約化に伴う体制づくりについて

今般の事業仕分け等において、産業保健推進センターが全国で3分の2を上回る統廃合（ブロック化）を段階的に進めることとされたが、産業保健推進センターが集約化される地域の産業保健事業に支障が生じることが

懸念されることから、産業保健推進センターが集約化される地域の利便性が低下することのないよう体制づくり、また、地域産業保健センター及び労災病院と有機的に連携していく関係を構築することが必要になる。

( 6 ) 未払賃金立替払事業の効率化について

未払賃金立替払事業は、請求件数が大幅に増加している一方で、支払期間短縮等の改善が進められている。今後も請求件数が増大すると考えられる中で、支払いの迅速化はもとより、管理コストの効率化と厳格な債権回収が求められる。

( 7 ) 医業未収金の回収について

医業未収金の回収率が低いように感じられるが、他の医療機関での回収状況や対策も調査していただきたい。

( 8 ) 調査研究について

欧米の労働衛生や産業保健の分野の状況を調査研究として調べていただきたい。

また、作業関連疾患というジャンルについて、その補償体系や治療体系がどのようになっているか、労災問題あるいは治療上の取扱い等、そうしたことも含めて調べていただきたい。

おわりに

機構は平成 2 1 年 4 月からは第 2 期中期目標期間として新たな目標を掲げている。当委員会の上記の意見を踏まえ、平成 2 3 年度からの運営について、より効率的、効果的な業務の実施を通じて、働く人々の健康と福祉の増進に一層取り組むことを期待する。



**平成22年度業績評価委員会報告書に  
基づく業務の改善について**

平成23年6月3日

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）第2期中期目標・中期計画、平成21年度業務実績及び平成22年度上半期業務実績並びに平成23年度の運営に関し、独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会より御評価及び御提言をいただきました事項につきまして、次のとおり業務の改善に反映いたします。

#### 1 地域支援病院、DPC対象病院としての機能の活用について

地域医療支援病院の取得率が半分を超えたが、今後は地域医療支援病院として実際に地域に対してどのような貢献をしているか等が重要になる。

また、DPC対象病院も一挙に増えているが、DPCについても、高度な分析ができることを生かして、それぞれの病院がどのような特色もっているかを宣言できるようにすることが重要になる。

現在19の労災病院で地域医療支援病院の承認を受けているが、各病院では次の取組を行っているところである。

紹介患者に対して、優先的に医療を提供し、かかりつけ医に早期に患者を逆紹介している。

地域の医療機関に対して、開放型病床を設けている。

高額医療機器の利用について、地域の医療機関が優先的に利用できるよう申込書を配付するとともに早期に結果を報告している。

救急医療提供のため、ICUの設置、医師等の医療従事者の配置などの救急患者受入体制を整備している。

地域の医療従事者の資質向上のため、症例検討会等を通じて労災病院が有する勤労者医療の知見を提供している。

地域医療支援委員会を開催して、地域の意見に対応している。

また、DPCについては、要件を満たす全ての労災病院（30病院）で導入しているところである。

機構においては、労災病院のスケールメリットを生かすため、30病

院全てにDPC分析ソフトを導入するとともに、DPCデータが活用できるよう「DPC分析講習会」を開催して分析能力の向上に努めている。さらに、公開されているDPCデータ等による近隣競合病院との比較、医療需要調査、MDC（主要診断群）別分析等を基に、経営戦略・運営方針を立てるとともに、自院の診療内容を詳細に把握し効率的な病院運営を図っている。

今後は、自院の特色をさらに強めるため、より効果的な分析を進めていきたい。

## 2 臨床研究の推進体制の充実について

労災疾病等13分野の研究に非常に熱心に取り組まれているが、将来的に一流の病院とするためには、治験、文部科学省日本学術振興会の科学研究補助金及び厚生労働省の厚生科学研究補助金などの助成金の申請要件を満たすため、事務の体制、COI（利益相反）に関する委員会及び倫理委員会の設置といった体制構築を行い、13分野以外の研究も非常に優秀な研究が行われておりますので、助成金申請を始めとした研究体制の更なる充実をお願いしたい。

労災病院の特色である「研究・開発及び予防医療の推進」について、今後は、各種助成金の申請を奨励し研究費の確保、治験の受託にさらに取り組んでいくよう考えているところであるが、臨床研究（治験を含む）を進めるに当たっては、利益相反に関する委員会等の整備など適切なマネジメントが必要となることから、指針の作成や関係委員会の設置について検討することとしたい。

## 3 地域のニーズを反映させる仕組みについて

患者にとって良い医療を提供しているかどうかは病院としての必須条件だが、患者とは別に地域の様々な社会集団が、労災病院の必要性を認識し、支援してくれることが病院の経営を持続させる上で重要である。

地域ニーズを吸い上げる仕組みは一種のガバナンスであり、個別病院ごとに地域の声を反映させる仕組みを考える必要がある。

各労災病院において、地域の医師会、病院団体への加入、警察署、消防署、市役所等の公的機関が開催する各種会議等への参加を通じて地域の声を聞く機会としているほか、10の病院でモニター会議等の名称により地域住民等との意見交換を行う機会を設けている。これについては、企業関係者が参加しているものがあることが労災病院ならではの特色といえる。また、地域住民等が参加できる病院行事や病院ボランティアとの打合せ会に併せて意見交換の機会を設けている例も多い。

ご指摘のように、一般企業等と同様に、このような各層の意見、要望を伺うことは、病院運営上極めて重要なことであり、これまでの各病院での地域の声を聞く機会・仕組みをさらに深化させ、より広い層に対してアプローチしていく。

#### 4 労災病院の特徴ある取組のアピールについて

労災病院事業については、各項目とも大幅な改善がなされ、非常に高く評価できる内容だが、他の病院との差別化を図るためにも、医療機関としての取組にとどまらず、労災病院ならではの特徴ある取組を全面に押し出したアピールが必要になる。

労災病院の特徴として、労災疾病等に対する高度・専門的医療、早期職場復帰のためのリハビリテーション、労災疾病等13分野研究、勤労者に対する予防医療、地域の労災指定医療機関との連携等の取組について、なお一層わかりやすくホームページで公表するなどの取組を強化する。

また、対外的な説明の機会においても、労災病院の特徴について理解が得られるよう工夫していきたい。

## 5 産業保健推進センターの集約化に伴う体制づくりについて

今般の事業仕分け等において、産業保健推進センターが全国で3分の2を上回る統廃合（ブロック化）を段階的に進めることとされたが、産業保健推進センターが集約化される地域の産業保健事業に支障が生じることが懸念されることから、産業保健推進センターが集約化される地域の利便性が低下することのないよう体制づくり、また、地域産業保健センター及び労災病院と有機的に連携していく関係を構築することが必要になる。

メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害等労働者の健康を取り巻く状況が依然として厳しい中、全国にあまねく産業保健に係る支援体制を維持・提供していくことの重要性は揺るぎないものと考えている。こうしたことに鑑み、産業保健推進センターの廃止される地域においても産業保健活動を支援・推進する必要があることから、厚生労働省とも連携を図りつつ、機構本部や隣接する産業保健推進センターの支援・協力等も得て、当該地域の産業保健推進連絡事務所が産業保健に係る支援事業を引き続き実施することとしている。

## 6 未払賃金立替払事業の効率化について

未払賃金立替払事業は、請求件数が大幅に増加している一方で、支払期間短縮等の改善が進められている。今後も請求件数が増大すると考えられる中で、支払いの迅速化はもとより、管理コストの効率化と厳格な債権回収が求められる。

未払賃金立替払請求に係る審査及び支払いについては、破産管財人等による証明が的確に行われるよう弁護士会等への働きかけを行うとともに、大型請求事案について積極的に破産管財人と事前調整を行う等により、審査の効率化を図る。

一方、求償については、求償を要する全事業場への通知を行うほか、法

的手続きに沿った裁判手続きへの参加、債務承認書等の提出督促、弁済状況の確認、弁済の履行督促、差押えの実施等により、効率的かつ厳格な債権回収に努める。

## 7 医業未収金の回収について

医業未収金の回収率が低いように感じられるが、他の医療機関での回収状況や対策も調査していただきたい。

医業未収金の発生防止・回収対策については、これまでも機構一丸となり様々な取組を行ってきたところである。

特に、平成19年10月より各労災病院において院内各部門から成る「未収金対策チーム」を設置し、各部門が連携・協力する体制を構築したほか、平成20年3月には本部において、医業未収金の発生防止対策、回収対策を的確に実施することを目的に、各病院が参考とすべく「未収金発生防止マニュアル」を作成し、全労災病院に配付しているところである。

「未収金発生防止マニュアル」においては、「電話による督促」、「文書による督促」、「訪問による督促」等段階を追って手続・対応策を示す等、効果的な対応が図られる様具体的かつ詳細に定めているものである。

今後も引き続き、医業未収金の発生防止、回収促進に向け、他の医療機関での回収対策等も含め調査・検討していくこととしている。

## 8 調査研究について

欧米の労働衛生や産業保健の分野の状況を調査研究として調べていただきたい。

また、作業関連疾患というジャンルについて、その補償体系や治療体系がどのようになっているか、労災問題あるいは治療上の取扱い等、そうしたことも含めて調べていただきたい。

機構では、広く勤労者の健康確保に資するべく、作業関連疾患の治療・予防のみならず、がん、脳卒中、急性心筋梗塞等の脳・心臓疾患、

糖尿病に罹患した、又はメンタルヘルス不調となった勤労者に対して、就労の継続が可能となる治療体系の確立、また医療の視点から行う療養後の職場復帰支援等をはじめとした疾病の治療と職業生活の両立支援に取り組んでおり、その支援手法の開発に向け、労災病院における臨床実績に基づく医学的研究（労災疾病等13分野医学研究）を進めているところである。

今回いただいた、欧米での労働衛生、産業保健分野における状況及び、作業関連疾患に係る補償体系、治療体系に関する調査研究についての御提言は、労働衛生や産業保健の分野に豊富な知見を持つ全国の労災病院の医師等の助言を得ながら、機構としてどのように進めていくべきか、調査の手法等を検討していきたい。

なお、現在の労災疾病等13分野医学研究に関する海外への研究成果の普及にかかる活動状況は、現地の医療従事者の知識不足から、当該諸国に勤務する日本人労働者が早期発見が必要なじん肺やアスベスト関連疾患等に罹患したものの、発見できないまま帰国となるケースを予防することを目的としているため、主にアジア諸国での活動を中心としている。